

防災会議委員への女性登用の促進について

目的など

災害時は男女関係なく被災しますが、災害によって受ける影響やニーズは男女によって異なることなどから、平時から男女双方の視点に立った災害対応を検討する必要があります。その一環として地方防災会議への女性登用が求められており、帯広市としても男女共同参画の取り組みを推進していることから、帯広市防災会議への女性委員の登用を促進していきます。

経過等

災害対策基本法の改正（平成 24 年 6 月）

- ・都道府県防災会議の委員に女性を含む多様な主体の参画のための規程が盛り込まれる

第 4 次男女共同参画基本法（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）成果目標

- ・都道府県防災会議の委員に占める女性の割合：30%（平成 32 年）
- ・市町村防災会議の委員に占める女性の割合：10%（早期）、更に 30%を目指す（平成 32 年）

第 5 次男女共同参画基本法（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）成果目標

- ・都道府県防災会議の委員に占める女性の割合：30%（令和 7 年）
- ・市町村防災会議の委員に占める女性の割合：15%（早期）、更に 30%を目指す（令和 7 年）

帯広市の現状

（令和 4 年 2 月現在）

防災会議委員 定 数：30 人

委員 数：26 人

男女の数：男性 23 人、女性 3 人 女性比率 12%

帯広市の対応方針

以下の方法によって帯広市防災会議委員への女性登用を促進します

（1）新規委員の任命

- ・女性が就くことの多い保健師や助産師、看護師、保育士といった災害対応にも深く関わる専門的職業に従事する女性の登用

（2）既存委員枠での対応

- ・委員改選時に各機関・団体等から委員を推薦していただく際、帯広市から女性登用を促進していることをお伝えした上で、各機関・団体等から、その組織を代表して会議等に参画できる方を推薦いただく